

原住民からオラン・アスリへ

永田脩一*

マレーシア理科大の前身、ペナン大学赴任のために、1970年、クアラ・ルンプールに着き、友人の家でマレーシアでの最初の日々を過ごした。Tungku が辞任して、Tun Razak が首相になるという Tungku 自身のラジオ放送を聞いた。5月13日の記憶がまだ生々しい頃だった。ペナンはそれまで何度か騒動を経験していたが、5月13日には人種騒動もなく、私達に移ったときは町の噂になるほどのこともなかった。当時はペナンの関税がまだマレーシアに統一されず、半島から来るたびに関税検査があったのを覚えている。大学の方は、69年に自然科学部門が開設、70年に人文・社会科学の二部門が始まった。校舎はペナン師範学校の間借りで、一期生である一年生の講義も、社会・経済・政治・人類学と統計学全部が大きな講義室で行われた。出席を取るのに名前を名簿から読み上げるのだが、マレー人学生の名は bin/bte で男女の区別はついたが、華人・インド人の名は区別が出来ず、よく学生から笑われたものだった。人類学ということで、学部長だった K. J. Ratnam 教授からマレーシアの国情から人種・民族概念の解明が大切といわれ、また、発展途上国の社会問題などに絞った講義だったが、教科書もなく、Gerhardt Lenski の Human Societies という本をトロントで使ったことがあったので、それを基にして毎週ノートを作り、学生に配布した。Tun Razak 首相の活発な政策が次々と始まったのもその頃だった。第二次マレーシア計画、民族別分業の壊滅、新経済政策、外交では、ベトナム戦争の只中、ASEAN 機構の強化と中国との国交開始、こうした政策は若い大学生をも活気づけていた。

古臭い人類学者として、前からマレーシアの狩猟・採集民に興味があったので、Ulu Perak や Baling 地区の民族調査を学生と一緒に始めたのが 1971年。そのころは、まだ Emergency Regulation が布告されており、調査地に入るには警察の許可が必要だった。タイ国との国境に接する町から南の森に Kintak 族がいると聞いて、学生と大学の Landrover の運転手と共に森に入ったのはよかったが、なかなか簡単にキャンプが見つからない。近所の農民の話をもとに森の中をうろろしているうちに、犬の鳴き声が聞こえてくる。一昔前マレー守備隊の兵士としてジャングル経験のある運転手が、犬が鳴く所には原住民がいるというので鳴き声に近づいてゆくと、深い森の影にいくつかの小屋が見え始めた。当時は、他所者が来ると、キャンプ住民は一斉に逃げ隠れてしまうものだった。わたし達が来て暫くしてから年老いた原住民が現われたので、土産に持ってきたタバコや干し魚などを差し出しながら話を聞き始めた。学生から私が日本人だと聞いて、彼は *Orang Jepun sudah mati* と行って、半信半疑のようだった。この経験が契機となり、2年生、3年生の人類学専攻の少数がケダ州、ペラ州

* 東京福祉大学

Ulu Perak 地区の原住民調査を始めた。当時は、外国の学者の原住民調査は、Dunn・Benjamin・Dentan・前田(現立本)・Endicott 氏の仕事を除いては、まだ稀だったのみならず、マレーシアの学者・学生自身による原住民調査は、Hajah Omar 教授の言語学調査以外は私たちが最初だと思っている。実は、当時 Rockfeller 財団の Agricultural Council からマレーシアに派遣されていた故 Milton Barnett 博士に頼んで、Razak 首相に原住民調査の重要性を進言して頂いたが、博士によれば、首相は原住民人口は選挙を左右するほどの数がないということで取り上げられなかった。

マレーシアの発展が先進国の水準に近づくに従い、原住民の問題は、さまざまな団体、企業、地方自治体、州政府、NGO によって取り上げられるようになった。最早、原住民という言葉さえ使われず、自分自身の組織 POASM を駆使して、オラン・アスリは自分自身の利害、将来に向けての政策などを活発に発言し、政府・非政府組織、メディア、一般庶民の注意を引いている。30 年前には想像も出来なかった進歩である。最近の JAMS 研究大会で立本成文教授が述べられたマレーシア共生社会の豊さがここにも見られるのではなからうか。1995 年に始まった国連先住民族の十年がやがて終わるが、マレーシアが世界の焦眉の問題の先端を示していることを考えると、マレーシア研究は世界の社会・政治問題の解決にも貢献するのだと思う。

会費の納入はお忘れなく！

～ 規約施行に伴うご案内～

規約施行に伴い、**会費納入が 2 年にわたり滞っている会員**には、会報をはじめとする JAMS からのご案内の送付等を停止させていただくことになりました〔細則第 6 条(権利の停止)〕。また、**会費滞納が 3 年間になった場合は除籍の対象**となります〔細則第 7 条(除籍)〕。会費納入状況をご確認くださいようお願いいたします。

なお、いずれの場合にも、滞納分の会費を納入いただいた場合には上記の措置が解除されます。詳しくは本号の 14 ページから掲載されている会員総会報告および日本マレーシア研究会規約をご覧ください。